最終更新日：2015年6月24日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和
代表取締役社長　石川　俊彦
問合せ先：取締役常務執行役員管理本部長　野崎　正幸
証券コード：9658
http://www.bbs.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、
1. 経営の効率性の確保
2. 経営の適法性の確保
3. 株主に対する透明性の確保

の3点にあります。

その実現のために、組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
BBSグループ従業員持株会	461,980	5.77
株式会社ケイ・ワイ	440,700	5.51
JFEシステムズ株式会社	300,000	3.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）	273,000	3.41
株式会社日立ソリューションズ	260,000	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口）	197,000	2.46
関　節	120,000	1.50
木村　幸弘	113,300	1.42
株式会社クレオ	100,000	1.25
前田建設工業株式会社	100,000	1.25

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上　雅行	他の会社の出身者								○			
長谷川　洋一	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上　雅行	○	社外取締役井上雅行氏は、当社の株主である株式会社日立ソリューションズの取締役常務執行役員です。 株式会社日立ソリューションズが保有する弊社株式は、発行済株式の3.25%であり、株式会社日立ソリューションズへの売上は、平成27年3月期で448百万円（総売上の2.45%）計上しております。	システム会社の役員としての豊富な経験と見識を有し、一般投資家保護の観点で、経営陣から独立して提言・監督することができます。 独立役員としての要件を満たしており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができます。 株式会社日立ソリューションズの弊社株式の保有割合は、発行済株式の3.25%（議決権割合4.57%）であり、また、株式会社日立ソリューションズへの売上は、総売上高の2.45%であり、重要な影響は無いと判断しております。 むしろ、井上氏の個人の経験と見識を活かすことによって、取締役会の機能強化が図れ、ひいては一般投資家保護に資すると考えていま

			す。
長谷川　洋一	○	―――	経営者としての豊富な経験と東南アジアに関する見識があり、当社のグローバル展開にあたって、経営陣から独立してリスク管理を含めた助言・監督をすることができます。 独立役員としての要件を満たしており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役が自らまたは監査役会を通じてグループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及び監査室との緊密な連携が維持できる体制をとっております。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

監査役の職務を補助し、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施するために、他の管理部門や業務部門から独立した監査室を設け、専任者2名を配しています。監査役と監査室は、定期的に会合を行い、監査計画、監査体制、内部監査の実施状況等緊密に連絡をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩渕　信夫	公認会計士													
渋谷　道夫	公認会計士													
立岡　繁	他の会社の出身者													
古谷　伸太郎	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩渕　信夫	○	―――	長年の公認会計士としての高い見識と専門的能力及び経験を踏まえ、一般投資家保護の観点で、経営陣から独立して提言・監督することができます。 独立役員としての要件を満たしており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができます。
渋谷　道夫	○	―――	長年の公認会計士としての高い見識と専門的能力及び経験を踏まえ、一般投資家保護の観点で、経営陣から独立して提言・監督することができます。 独立役員としての要件を満たしており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができます。
立岡　繁	○	―――	ITコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と見識を有し、一般投資家保護の観点で、経営陣から独立して提言・監督することができます。 独立役員としての要件を満たしており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができます。
古谷　伸太郎	○	―――	長年の公認会計士としての高い見識と専門的能力及び経験を踏まえ、一般投資家保護の観点で、経営陣から独立して提言・監督することができます。 独立役員としての要件を満たしており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができます。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2015年6月23日の定時株主総会にて、当社および当社のグループ会社の取締役（社外取締役を除く）を対象とした株式報酬制度の導入を決議いたしました。

本制度では、役員報酬BIP信託と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役位や業績目標の達成度等に応じて取締役に交付するものです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、事業報告にて、取締役、監査役の報酬につき社内外別に各々の総額を開示しています。

2015年３月期の当社の取締役及び監査役の年間報酬額は、次の通りです。

・取締役報酬　９名　156百万円（うち　社外取締役　１名　２百万円）
・監査役報酬　５名　13百万円（うち　社外監査役　５名　13百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは置いていませんが、管理本部人事総務部が社外監査役の職務執行を補佐しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社であり、社外役員として社外取締役2名及び社外監査役4名を選任し、次の通りコーポレート・ガバナンスを強化する体制を構築しております。

1. 取締役会
取締役会は、2名の社外取締役・独立役員を含む10名で構成し、毎月定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項及び重要な業務に関する事項についての審議を行うとともに、業務執行の監督を行っております。
また、当社取締役が子会社の取締役を兼務し、子会社の重要事項については、当社取締役会で審議ないし報告されます。
なお、社外取締役は、代表取締役等と直接利害関係のない独立した有識者や経営者から選任し、取締役会の監督機能強化を目的とするものです。
また、取締役の任期を1年とし、毎年、取締役としての適性について株主総会で審判を仰いでおります。
現在、女性の取締役はおりませんが、取締役会においてダイバーシティ経営について議論し、育児と仕事の両立を可能にする等、女性の活躍促進にむけての検討や女性の管理職や役員の育成についての検討をしております。

2. 監査役、監査役会
監査役会は、4名の監査役で構成され、4名全員が社外監査役であり、独立役員として指定しております。
監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取すること等により、業務執行の全般を監査し、監査役会では監査役相互の情報共有を図ることにより、監査機能の充実に努めています。
また、3名の監査役は、公認会計士としての高い見識と、財務及び会計に関する専門的知識と経験を有しております。

3. コーポレート・ガバナンス委員会
コーポレート・ガバナンスの視点から、取締役（会）、執行役員の監視を行い、ガバナンスの強化を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。
その役割は、大所高所から当社グループの企業価値向上へのアドバイスをすること、今後のコーポレート・ガバナンスの在り方について検討すること等であり、メンバーは会長、社外取締役、社外監査役、必要な場合は外部有識者で構成されています。

4. 執行役員、経営会議
執行役員制度を導入し、経営意思決定と業務執行の責任と権限を明確にし、取締役会決議事項の迅速な示達を行うための体制を構築しております。
管理担当取締役が事務局となって、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員で構成する「経営会議」を毎月開催し、経営方針の確認、業務報告、業務執行上の課題と対策について議論をしております。

5. グループ経営会議
グループ管理統括取締役が事務局となって、当社取締役（社外取締役を除く）及び連結子会社の代表で構成する「グループ経営会議」を毎月開催し、経営方針の確認、業績報告、経営及び業務上の課題と対策についての議論等を行うことを通して、グループ全体の統制を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「経営の効率性の確保」、「経営の適法性の確保」及び「株主に対する透明性の確保」の3点にあります。まず、執行役員制度の導入や、経営会議、グループ経営会議の運営等によって、経営の効率性の確保を図っております。

また、社外取締役及び社外監査役の選任により、取締役会や監査役会の機能を強化し、経営の適法性を確保しております。

さらに、監査役に3名の公認会計士を選任し、また監査役と会計監査人との連携によって、適正かつ透明性のある財務諸表の作成が担保される体制となっております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年６月４日に発送いたしました。（法定日４日前）
集中日を回避した株主総会の設定	2015年６月23日に開催いたしました。（集中日３日前）

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、アナリスト向け会社説明会用資料等を掲載しています	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画本部内に広報・IR担当を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動の一環として、日本バレーボール協会「V・明日夢（みらい）プロジェクト」の協賛、NPO法人日本障害者クロスカントリースキー協会の支援、「日タイキッズラグビー交流会」の協賛、伊豆大島災害復興の支援等の活動を行っております。 また、株主優待金額の一定割合を公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

BBSグループは、「顧客の利益増加に貢献すること」という使命を果たし、「お客様の夢を形に。共にONLY　ONEの存在へ。」というBBSグループのアイデンティティを具現化するとともに、「BBSグループ社員行動規範」を遵守するために、2006年5月に会社法及び会社法施行規則に従い「内部統制システム基本方針」を制定いたしました。

また、現在会計を専門とするコンサルティングファームとして、金融商品取引法に規定する財務報告の信頼性の確保を目的とする内部統制の整備にも鋭意取り組んでおります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、取締役をはじめとする全従業員がとるべき行動の基準・規範を示した「BBSグループ社員行動規範」を制定し、これを当社グループの企業活動の企業倫理として当社グループの全従業員が遵守する。

（2）当社の取締役は、BBSグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範するとともに、その実践的運用を行う体制を構築し、当社グループの全従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。

（3）当社は、常勤取締役及び常勤監査役で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、BBSグループのコンプライアンス体制の整備、計画及び問題点等の把握を行う。

（4）BBSグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このために、BBSグループに、「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。通報者においては、本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保証される。コンプライアンス委員会は、必要に応じ通報事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議の上、必要と認められる適切な対策を行う。必要であると認めた場合、BBSグループ内において事実を開示し、対策及び結果について周知徹底する。

（5）当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設ける。監査室は、BBSグループの業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役会に対して報告するとともに、内部監査により判明した指摘事項についてフォローアップを実施しBBSグループ全体のコンプライアンスの推進に努める。

（6）BBSグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持し、また反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他の重要な情報を社内規程に基づき各々の担当職務に従い適切に保存、管理する。
1）株主総会議事録及びその関連資料
2）取締役会議事録及びその関連資料
3）取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録
4）取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
5）その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

（2）上記（1）に定める文書は少なくとも10年間保管するものとし、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

（3）取締役会の議長は、情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となり、この任務には会社法所要の議事録の作成に係る職務を含むものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）事業の継続、発展を実現するため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、委員会の統括責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命する。

（2）「リスクマネジメント委員会」は、リスクの種類ごとに責任部署を定め、グループ会社の各責任者はリスク管理の実効性を高めるための諸施策を立案、実施し、適宜リスク管理の状況をモニタリングする。

（3）「リスクマネジメント委員会」は、BBSグループの経営に多大な影響を与えるリスクが発生した場合に備え、予め必要な対応方針、体制等を整備し、発生したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な措置を講じるための対応を行う。

（4）債権管理等に関しては、債権管理に関連する規程、取引先選定基準等の事業遂行上のリスクを管理する規程等にしたがって処理し、事故の防止に努める。

（5）経営会議、グループ経営会議及び情報セキュリティ委員会は、平時において有事対応体制の整備を行い、有事の対応については、BBSグループの職務分掌に基づく役割分担に応じ連携してこれにあたる。

4. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報を適正かつ適時に報告するため、内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性向上に係る内部統制システムの整備・充実を図る。

5. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、職務の執行の決定が適切かつ迅速に行われるよう、経営会議及びグループ経営会議を設置し、全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。

（2）当社及び当社子会社の取締役会において、経営計画の策定、経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門ごとの業績目標と予算を設定し、月次ならびに四半期業績管理を実施する。また、取締役会及び経営会議、グループ経営会議による月次、四半期業績のレビューと改善策の実施を適切に行い、取締役の職務遂行の効率化を図る。

（3）取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。

（4）当社代表取締役社長は、BBSグループの事業とスタッフから構成される全体組織を統括し、その効率的運営と監視、監督体制の整備を行う。

（5）各取締役の職務分掌と権限については、適切な役割分担と連携が確保される体制を構築する。

（6）コーポレート・ガバナンスの視点から、取締役の職務の執行を監視し、ガバナンスの強化を図るために、コーポレート・ガバナンス委員会を設置する。

（7）当社及び当社子会社の中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。

6. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社における取締役、監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

（2）当社は、BBSグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために必要な「関係会社管理規程」を策定し、本規程に基づき、グループ会社の業務執行状況を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

（3）グループ各社の代表取締役社長により構成される「グループ経営会議」を定期的に開催し、当社代表取締役による議事運営のもと、グループ各社の代表取締役社長はグループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告し、グループ経営執行上の重要課題の審議決定を行う。

（4）当社は、監査役が自らまたは監査役会を通じてBBSグループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及び監査室との緊密な連携が維持できる体制を構築する。

（5）子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助するために、監査役から求めがあったときは、代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査役の職務を補助するための使用人については、その独立性を確保するために、当該使用人の任命、人事異動は、常勤監査役が代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査役会の同意を得て決定する。

（2）監査役の職務を補助するための使用人についての人事考課は、その独立性を確保するために常勤監査役が行う。

9. 監査役の第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役の職務を補助するための使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

（2）監査役の職務を補助するための使用人に関して、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に徹底する。

10. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
（1）当社及び当社子会社の取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

（2）常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、グループ経営会議等の重要な意思決定が行われる会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。

（3）当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、BBSグループ各社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役会に報告するものとする。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

（2）通報者に不利益が及ばないよう内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」への通報状況とその処理の状況を速やかに監査役に報告する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役会は、定期的に代表取締役社長と会合をもち監査上の重要課題について意見交換を行う。

（2）監査役は、監査室と密接な連携を保つと共に、必要に応じて監査室に調査を求める。

（3）監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

（4）監査役会の透明性、独立性を高めるため、法律が定める独立性要件を満足する社外監査役を任命する。

（5）監査役会は、必要に応じて、グループ各社の監査役と会合をもち、監査上の重要事項があれば報告を受け、意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

BBSグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持し、また、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、2012年7月、以下のとおり基本方針を定めました。

（BBSグループ　反社会的勢力への対応に関する基本方針）

1. 取引を含めた関係遮断
反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応する。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組を行う。

2. 裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力に対して、不祥事等を隠蔽するような裏取引は絶対に行わない。
また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行わない。

3. 外部専門機関との連携
反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携する。

4. 組織としての対応
反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保する。

5. 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対応手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示体制の整備及び運用状況

(1)適時開示体制の整備に向けた取組み
当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うことを基本方針としております。この基本方針の実践を確保するために、管理本部を中心に社内体制の充実に努めるとともに、金融商品取引所等の主催するセミナー・勉強会に積極的に参加することにより担当者の知識レベルの向上に努めております。

(2)適時開示担当組織の状況
投資者の投資判断に重要な影響を与えるものと考えられる各種情報について、当社はその情報を主管する部門ごとに以下の区分に分け、それぞれの部門でその情報を所管し、遅滞なくTDnetにて開示しております。また、取引所との情報連携については、人事総務部がハブの役割を果たし、関係各部門に情報を周知する体制をとっております。

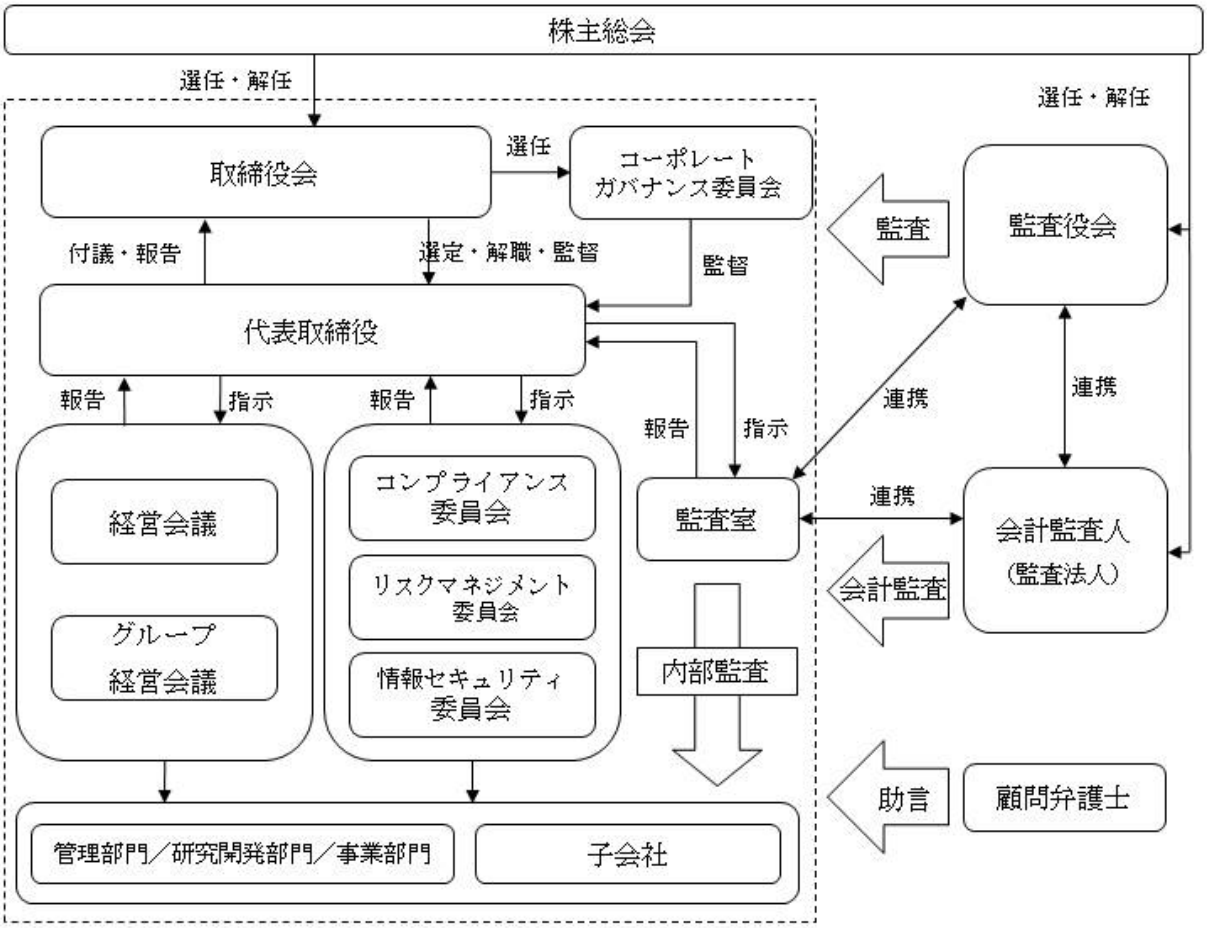
2. 適時開示手続き
当社の適時開示に係る社内手続きは、以下の通りです。

(1)情報開示担当部門ごとの分担及び枠割
会社情報の開示については、開示内容(情報の種類)により主管部門が、情報の収集・分析及び公表手続きを行うこととしております。すなわち、決算情報、重要な決定事実に関する情報及び重要な発生事実に関する情報を収集・分析し、適時開示の必要性を確認した後、適時開示書類を作成し、情報開示担当役員へ報告いたします。

(2)情報開示担当役員
情報開示担当役員は、情報開示担当部門から適時開示情報の報告を受けると、情報開示に関係する部門責任者を招集し、会社情報の開示を適時・的確・公正に行うために開示情報の適正性・正確性を検証して、社長に報告いたします。適時開示書類に修正等を要する事項があれば、情報開示担当役員は、これを情報開示担当部門へ差し戻します。

(3)社長
社長は、開示情報の重要性と適時性から取締役会の開催及び決議付議等について判断し、必要に応じてその承認を得、その結果を情報開示担当役員へ伝達いたします。

(4)情報開示
情報開示担当役員は、社長からの承認結果を情報開示担当部門へ報告します。情報開示担当部門は、情報開示担当役員からの報告後、速やかに情報開示を行います。


株主総会
選任・解任
選任・解任
取締役会
選任
コーポレート
ガバナンス委員会
監査
監査役会
付議・報告
選定・解職・監督
監督
代表取締役
報告
指示
報告
指示
報告
指示
連携
連携
経営会議
グループ
経営会議
コンプライアンス
委員会
リスクマネジメント
委員会
情報セキュリティ
委員会
監査室
連携
会計監査人
(監査法人)
会計監査
内部監査
助言
顧問弁護士
管理部門／研究開発部門／事業部門
子会社